

令和7年10月16日（木）及び19日（日）の2日間で開催した国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目）及び国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線（国立市富士見台四丁目～青柳一丁目）の都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会において、多くのご質問をいただきました。

ご質問の主な要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画、事業計画に関する内容】

Q1 国立3・3・15号線、国立3・4・5号線の計画道路が整備されることによる住民の通行や子どもたちの通学について、地域が分断されることも含めて、どのように考えているか。

A1

（東京都建設局）

国立3・3・15号線、国立3・4・5号線の整備により、生活道路を通行する車が計画道路に転換され、子どもたちの通学や地域の方の通行の安全性は向上すると考えています。

また、計画道路の横断箇所（横断歩道、信号の位置等）については、今後、地域の現状も踏まえて交通管理者と協議していきます。

Q2 南武線の立体化と国立3・3・15号線、国立3・4・5号線の整備は一体で進めいく必要があるのか。

A2

（東京都都市整備局）

連続立体交差事業は、交通渋滞や地域分断を解消するなど極めて効果の高い事業であり、本事業においては、都市計画道路等との一体的な整備により、これらの効果が更に高まるものと認識しております。

【矢川との交差部の道路構造に関する内容】

Q3 矢川と交差する国立3・3・15号線の橋梁の高さはどれくらいか。

A3

（東京都建設局）

今後測量を行い、現地の高さを把握したうえで、橋梁の設計を進めています。現時点では、矢川側道から橋梁の道路面までの高さはおおよそ2m程度と想定しています。

Q4 矢川と交差する国立3・3・15号線の橋梁の下を車や人は通行できるのか。

A4

(東京都建設局)

橋梁の下を車が通行可能となる高さを確保することは難しいと考えています。人が通行できる高さを確保できるかについては、現地の高さなどを踏まえ、検討していきます。

【環境影響評価に関する内容】

Q5 甲州街道、国立3・3・15号線、国立3・4・5号線に挟まれる地域では、二酸化窒素などによる大気汚染が、子どもたちに大変な影響を及ぼすのではないか。

A5

(東京都建設局)

大気中における二酸化窒素の濃度については、2地点で予測評価を行い、環境基準を下回ると予測しています。また、この数値については、工事の完了後に事後調査として測定を行い、確認します。

Q6 PM2.5について、環境影響評価では説明されていないが、東京都はどのような認識か。

A6

(東京都建設局)

PM2.5の発生源は、自動車だけでなく、黄砂や火山灰など発生源が多岐にわたり、予測手法がまだ解明されてないため、評価の対象外としています。なお、東京都は都内の複数地点でPM2.5を観測しており、立川市にある測定局での観測結果は、環境基準を下回っています。

Q7 騒音の予測値は環境基準以下ということだが、工事後に測定した結果、これを上回ることがあった場合、どういった措置を行うのか。

A7

(東京都建設局)

工事の完了後には、事後調査として騒音の測定を行います。その結果、環境基準を超えるなど、環境に対して著しい影響を及ぼすような場合には、騒音がより発生しづらい舗装構成にする等の対策を実施することとなります。

Q8 国立第六小学校から60mという近い場所に国立3・3・15号線ができると、大気汚染が子供たちの健康に影響を及ぼすのではないか。

A8

(東京都建設局)

大気汚染については、計画道路の道路端において2地点で予測・評価を行い、環境基準を下回ると予測しています。また、道路から離れるほど、大気汚染の影響は小さくなると考えています。

Q9 騒音について、WHO（世界保健機関）ガイドラインで示されている基準値よりも緩い値を評価の指標としているのは問題ではないか。

A9

(東京都建設局)

東京都環境影響評価技術指針に則り、環境基本法に基づく環境基準を評価の指標としています。

Q10 計画道路の雨水は路面排水施設を経由して公共下水道へ排出する計画としているが、現状の公共下水道から溢れることはないのか。

A10

(東京都建設局)

計画道路から排出する雨水については、公共下水道の排水能力等を踏まえ、今後、事業実施段階で必要な検討を行います。

Q11 地下水に関して、道路整備により矢川やその南側の地域の水循環に影響があると思うため、調査するべきではないか。

A11

(東京都建設局)

今回の国立3・3・15号線、国立3・4・5号線の整備では、地下水に大きな影響を与えるような大型の地下構造物を作る計画ではなく、水循環に大きな影響は与えないと判断していることから、水循環を環境影響評価の項目として選定していません。

Q12 矢川の環境に関する評価について、著しい影響はないとのことだが、専門家に確認しているのか。

A12

(東京都都市整備局)

事業者が作成した環境影響評価書案は、今後、環境に関する有識者で構成された環境影響評価審議会で審議されます。審議の結果等を受け、知事が審査意見書を作成し、事業者はこれらを踏まえ環境影響評価書を作成します。

Q13 自然との触れ合い活動の場については、散策コースだけでなく、子供の遊び場など市民生活に密着した場も含めて予測・評価をすべきではないか。

A13

(東京都建設局)

自然との触れ合い活動の場については、東京都環境影響評価技術指針に基づき、散策コースと計画道路が交差する箇所について、予測・評価を実施しています。

Q14 道路ができることによる影響だけではなく、道路ができることにより沿道開発が進むことによる影響も検討すべきではないか。

A14

(東京都建設局)

道路ができることにより、沿道開発等が進むことも考えられますが、環境影響評価における予測・評価の項目は、環境影響評価条例に基づく環境影響評価項目の中から選定しているため、この項目に定めのない予測・評価は実施していません。

Q15 国立3・4・5号線の計画線内には、工場跡地が存在しているのに、なぜ、環境調査書では土壤汚染を調査項目に入れなかったのか。

A15

(東京都建設局)

東京都環境影響評価条例に基づかない国立3・4・5号線の環境調査は、事業が矢川の環境に及ぼす影響について、現地調査及び予測・評価を行ったものです。

土壤汚染については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づき、事業実施段階で土地の地歴調査等を行い、必要に応じ対策等を検討します。

【用地の取得等に関する内容】

Q16 計画道路内の土地・建物所有者、借地人及び借家人への補償はどのような流れで行われるのか。

A16

(東京都建設局)

今後、都市計画決定後に事業概要及び測量説明会を行い、その後、測量を実施します。そこで皆様の土地が都市計画線にどのくらいかかるかが明らかになります。さらに、事業認可取得後に用地説明会を行い、補償に関する一般的なご説明をさせていただきます。具体的な補償に関するご説明は、地権者、物件所有者等の方々へ個別に行わせていただきます。

【その他・ご意見】

Q17 道路が建設されると、沿道の用途地域は変更されるのか。

A17

(国立市)

沿道の用途地域については、供用開始の時期等を踏まえて、都市計画マスタープランに基づき、適切に見直しをしていきます。

Q18 国立3・3・15号線の都市計画線はさくら通りより北側にもあるが、今回の事業区間は、さくら通りまでなのか。

A18

(東京都建設局)

今回事業を実施する区間は、甲州街道から国立3・4・5号線（さくら通り）までの区間です。

(ご意見) 阪神淡路大震災の際に調査で現地に行った経験があり、大変悲惨な状況を目の当たりにした。ぜひ、道路整備を推進していただきたい。